

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成27年6月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500012号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500007号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成17年11月1日から同年10月11日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成17年10月11日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年7月24日に、喪失年月日を同年7月29日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成18年7月24日から同年7月29日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年3月21日に、喪失年月日を同年3月29日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成24年3月21日から同年3月29日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年10月11日から同年11月1日まで
② 平成18年7月24日から同年7月29日まで
③ 平成24年3月21日から同年3月29日まで

請求期間①について、平成17年10月11日からA社で勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日が同年11月1日となっている。年金額に反映されなくてもいいので、同年10月11日を資格取得年月日として記録を訂正してほしい。

請求期間②について、B社で勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。年金額に反映されなくてもいいので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

請求期間③について、C社で勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保

険被保険者記録が無い。年金額に反映されなくてもいいので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者に係る平成17年度賃金台帳兼源泉徴収簿、給与基本台帳及び雇用保険の被保険者記録から、請求者は、請求期間①において、同社に継続して勤務し、平成17年11月に、同年10月に係る標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

一方、前述の賃金台帳兼源泉徴収簿から、請求者は、請求期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成17年10月11日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、B社から提出された請求者に係る平成18年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿、平成18年7月分タイムカード及び事業主の回答から、請求者は、請求期間②において、同社に勤務し、平成18年8月に、同年7月に係る標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

一方、前述の源泉徴収簿から、請求者は、請求期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成18年7月24日、喪失年月日は同年7月29日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

請求期間③について、C社から提出された請求者に係る平成24年4月分給料明細、タイムカード及び雇用保険の被保険者記録から、請求者は、請求期間③において、同社に勤務し、平成24年4月に、同年3月に係る標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

一方、前述の給料明細から、請求者は、請求期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成24年3月21日、喪失年月日は同年3月29日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500010号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1500001号

第1 結論

平成5年7月から平成9年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年7月から平成9年12月まで

私は、国民年金保険料の支払いが滞り1年が経過した頃から、毎月決まった日に自宅で集金人に未納分を2か月分ずつ納付し、その後は金融機関で納付していたのに未納とされているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、集金人に国民年金保険料を納付していた時期に関する記憶が定かでない。

また、A市は、集金人を記載した集金人名簿については資料が無いため不明としており、請求期間当時に国民年金保険料を集金していたとされる集金人は特定できず、請求者に係る保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、請求期間のうち、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間は、基礎年金番号による統一的な記録管理が行われていることから、記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500005号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1500002号

第1 結論

昭和45年7月から昭和49年3月までの請求期間及び昭和64年1月から平成元年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年7月から昭和49年3月まで
② 昭和64年1月から平成元年5月まで

請求期間①について、私が20歳になってすぐの昭和45年*月頃に、父親がA村役場(現在は、B町役場)で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付については、毎月、父親又は母親が、自宅へ集金に来ていた自治会の集金担当者に、両親の保険料と合わせて私の保険料も集金してもらっていたことを、母親から聞いているにもかかわらず、未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間②について、結婚後は、夫が、私の国民年金等の手続を行い、保険料は、納付書により私自身で滞りなく納付していたにもかかわらず、未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「20歳になってすぐの昭和45年*月頃に、父親がA村役場で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付は、毎月、父親又は母親が、自宅へ集金に来ていた自治会の集金担当者に、両親の保険料と合わせて私の保険料も集金してもらっていたことを、母親から聞いている。」としており、請求者自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない。

また、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は、既に亡くなっており、保険料の納付に関わっていた母親からも、請求期間①当時の納付状況等を聞くことができないことから、請求者の請求期間①に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、請求者が所持する国民年金手帳の記号番号は、C市において払い出されており、C市作成の請求者の国民年金被保険者名簿には、「S49. 4. 30 受付」と記載があり、請求期間①に係る保険料の納付記録は確認できない上、請求者は、昭和45年11月10日付けでB郡A村からC市D町へ転居していることが、戸籍の附票において確

認できるところ、B町は、「旧A村では、住民登録されていない者の国民年金保険料を収納することは行っておらず、請求期間において、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡及び取り消された形跡は確認できない。」と回答しており、A村において、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、請求者が、請求期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

請求期間②について、請求者に係る国民年金の手続を行ったとする請求者の夫は、「当時、妻は私の被扶養者となっていたが、昭和63年12月に、妻の収入が被扶養者の範囲を超えたことが判明したため、妻の被扶養者資格の喪失手続を行ったが、妻の国民年金に係る手続については、はっきりと記憶していない。」としているところ、C市作成の請求者の国民年金被保険者名簿によると、請求者の被保険者種別を第3号被保険者から第1号被保険者に変更する届出は、平成3年5月27日に行われており、同被保険者名簿の保険料検認記録には、昭和64年1月から平成3年3月までの期間について、第3号被保険者を示す「3-B」の表記が抹消されていることが確認できる。

また、平成3年7月に、平成元年5月から同年11月までの国民年金保険料が納付され、このうち同年5月については、時効のため、同年12月の保険料に充当されていることが確認できることから、平成3年7月の時点において、請求期間②については、時効により保険料が納付できない期間であったと考えられる。

さらに、請求者が、請求期間②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500001号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年11月7日から昭和45年2月12日まで

私は、B海運局C事務所に出ていたA社の船長募集に、同事務所を通して応募し、採用となった。私の船員手帳には、請求期間に同社所有のD船に係る乗務記録が記載されており、当該期間は船員保険の被保険者であったはずなので、請求期間について船員保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された船員手帳によると、請求者は、A社所有のD船の船員として昭和44年11月7日に雇い入れられ、昭和45年2月12日に雇止めになっていることが確認できる。

しかしながら、A社の船員保険の取扱いについて、同社の船員保険事務を担当していた者は、「船員保険の加入は、社長からの指示により手続を行っており、当時は、船員の雇入れと同時に船員保険に加入させる取扱いではなかったと思う。」と陳述しているところ、同社において船員保険の被保険者記録が確認できる者で、船員手帳を所持する二名の同被保険者資格取得日は、雇入日より、それぞれ1か月後と3か月後となっており、同社の船員保険被保険者名簿において、同僚の船員手帳に記載されている船長の氏名は確認できない上、当該同僚が、同時期に乗船し、同時期に下船した同僚として名前を挙げた者も、同被保険者名簿に氏名は確認できない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、請求者の氏名は確認できず、請求期間において同被保険者資格を取得した者の被保険者証記号番号に欠番は無く、請求者に係る船員保険被保険者台帳においても同社の記載は無い上、いずれにも不自然な訂正等の形跡は無い。

さらに、A社は既に破産終結している上、請求期間当時の事業主及び請求者のD船乗務開始時の船長は、死亡しているため、請求期間の同社における船員保険の取扱いについて回答を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。